

私たちの特殊な勤務体系

変形労働制を「存知ですか？」

JR九州のほとんどの社員は、不規則な勤務で働いています。早朝出勤や深夜の最終列車の乗務等、一見、これは法律違反なのではないか？」と思う方もおられるかもしれませんが。

しかし、これは変形労働制という労働基準法第32条2項に定められている制度による勤務体系で、特殊ではありますが、決して法律違反ではありません。

変形労働制では、「日8時間、週40時間」と定めた労働基準法の規定に対し、一定期間内の平均労働時間が週40時間を超えない形において1日の労働時間が決められます。

簡単に言うと、私たちの労働時間は、不規則ではありますが、平均して、週40時間労働が守られているということになります。

ここで注意しておかなければならないのは、毎月1日以降は、変形労働制の趣旨からすると、基本的に勤務を変更することはできないということです。もちろん、天候状況や病気、けが等の場合には、指定した勤務を変更できることにはなっていますが、原則として、私たちの当月の勤務は固定されています。

職場によっては、勤務確定が4日前というところもありますが、その根拠は一体、何なのでしょう？

次勤務確認の電話は必要なの？

職場によっては、次勤務までに3日以上以上の休みが続く場合、出勤前日には、確認の電話をするように決まっている職場もあるようです。とある若手社員は、退勤の際、助役から「はいか、勤務確認の電話、ちゃんとしろよ！絶対に忘れるなよ！」とまるで恫喝するような口調で念を押されたそうです。

もちろん、言い方も大いに問題なのですが、変形労働制の趣旨からしても、これは如何なものでしょうか？私たちの当月分の勤務は、すでに確定しています。対策として、電話による確認が必要なのであれば、それは、あくまで「協力」という形で求めるべきことであって、乗務員側に強要してもいいという話にはなりません。そもそも、退勤点呼にて次勤務の相互確認を行った後、捺印までしますよね。それは何のためにしているのでしょうか？

あそこまで念を押すなら、助役から電話してくれたらいいのに。そもそも、間違った確認をしてしまったら、どうなるの？



電話を強要された場合、代金は請求してもいいの？



若い力

第 95 号
2018年 6月1日
発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号
ニッコーハイツ1003号
JR 092-2075
NTT092-483-1515